（２）２種免許状から１種免許状を取得する場合

所　要　資　格	＊　経験年数別最低修得単位数	幼	別表３－２

授与を受けようとする免許状		幼稚園教諭１種免許状											
有することが必要な免許状		幼稚園教諭２種免許状											
経験年数 注１ 注２ 注３		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学３年以上在学者等 3年	4年	5年	6年以上
最低修得単位数 注４		45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10
必ず修得する科目	領域に関する専門的事項に関する科目 健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち１以上の科目について修得する。	4	4	3	3	2	2	1	1	2	2	1	1
必ず修得する科目	理解に関する科目又は教育内容の指導法等に関する科目又は教諭の教育の基礎的 注７ 保育内容の指導法に関する科目 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	10	8	8	6	6	5	4	3	6	5	4	3
必ず修得する科目	理解に関する科目又は教育内容の指導法等に関する科目又は教諭の教育の基礎的 注７ 教育の基礎的理解に関する科目 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	7	7	5	5	4	3	2	2	4	3	2	2
必ず修得する科目	理解に関する科目又は教育内容の指導法等に関する科目又は教諭の教育の基礎的 注７ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
必ず修得する科目	理解に関する科目又は教育内容の指導法等に関する科目又は教諭の教育の基礎的 注７ 計	20	18	16	14	12	10	8	7	12	10	8	7
必ず修得する科目	大学が独自に設定する科目 注５	6	6	6	6	6	6	6	2	6	6	6	2
必ず修得する科目	合計単位数 注６	30	28	25	23	20	18	15	10	20	18	15	10

注１　経験年数は、幼稚園教諭２種免許状取得後に勤務した次の職の期間
(1)　幼稚園又は特別支援学校の幼稚部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師として勤務した職
(2)　幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師として勤務した職
(3)　教頭法制化（昭和49.9.1）前の幼稚園の教頭の職
(4)　認定在外教育施設及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、教育に従事した職

注２　次の者の経験年数は、「大学３年以上在学者等」の欄を適用する。
(1)　大学に３年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者
(2)　大学（短期大学を含む。）に２年以上及び大学（短期大学を含む。）の専攻科に１年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者

注３　５年(大学３年以上在学者等は３年)をこえる経験年数には、次の職を通算できる。
(1)　校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長及び指導主事の職
(2)　社会教育主事（青年の家、その他の社会教育施設での準ずる職を含む。）の職

注４　最低修得単位数は、幼稚園教諭２種免許状取得後に修得した単位とする。

注５　「大学が独自に設定する科目」の単位は、「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれに準ずる科目から修得する。

注６　「必ず修得する科目」について修得した単位が、「合計単位数」をこえ「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とした科目から修得する。

注７　「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち点線内は各科目に含まれている事項であり、各科目の事項から選択して修得する。

R4.10